

【資料5】

鹿 児 島 海 区
漁業調整委員会資料
令和8年1月30日

【議題5】

区画漁業権における条件の変更について（協議）

区画漁業権における条件の変更について

1 背景

本県では令和5年9月1日付けで漁業権を免許し、一斉切替を行ったところである。魚類養殖における第1種区画漁業権については、いけす(8m×8m)の台数の最高限度を条件として付しているが、今般、下記のとおり、漁業権者から条件の変更に係る要望があった。

2 条件変更の概要

鹿特区魚第69号、第70号(県漁協福山町支所)

(1) 内容

	旧	新
第69号(霧島市福山町地先)	24台	鹿特区魚第70号 と合わせて32台
第70号(霧島市福山町地先)	8台	鹿特区魚第69号 と合わせて32台

(2) 理由

近年、冬季北西風が吹くと、第70号漁場に三角波が発生するようになり、いけすの破損が発生するようになったことから、柔軟にいけすの運用を行うようにするため。

なお、漁場の区域の範囲内での移設であり、区域拡張は伴わない。

3 要望への対応について

県全体のいけす台数の最高限度に増減はなく、漁場の区域の範囲内での移設である。漁業権者の責務である漁場の適切かつ有効な活用に資するものであることから、要望のとおり条件を変更することとしたい。

4 今後のスケジュール

- 1月30日 条件変更に係る海区委への協議
- 2月下旬 条件変更に係る指令書の発出
 - 免許漁業原簿の書換
 - 漁業権行使規則の変更認可申請・認可
 - 区画漁業権行使開始

漁業権連絡図（区画・定置漁業権）

